

## 市による「汚水ます設置」の対象および申請について

### <設置条件>

- 「個人用戸建住宅」であり、営利を目的としないものに限ります。
  - ※事業所もしくは法人によるものは対象外となります。
  - ※家屋および土地の所有者が「申請時点で個人」のものに限ります。
- 既に公共汚水ますが設置されている土地において、公共汚水ますの移設および増設に要する費用は土地所有者の負担となります。
- 前面道路に下水道本管が通っているものに限ります。(下水道課にて確認)

### <事前相談～工事着工について>

- 事前相談を受けてから工事着工まで最短で約3ヵ月かかります。
  - (事前相談:位置図、計画図面、土地登記簿謄本、公図等を提出し(コピー可)、協議をおこなってください。
  - ※工事内容によっては、工事着工までに3ヵ月以上、もしくは受けることができない場合があります。
  - ※お急ぎの場合は下水道法16条による申請(工事費個人負担)により工事を行ってください。
- 上記かつ、必要書類がすべて揃ってから工事着工まで約1.5ヵ月かかります。
  - ※認可区域外の場合は、市から県への申請を伴う為、工事着工まで約2.5ヵ月となります。
- 下水道と水道・ガス等の引き込みが近接している際の舗装復旧費用は按分となります。
  - ※按分の割合や舗装復旧方法等、詳細は担当者と協議を行なって下さい。

### <申請時の必要書類>

- 位置図、計画図面<sup>※1</sup>、土地登記簿謄本<sup>※2</sup>、公図、建築確認の写しまたは個人住宅と判断される書類<sup>※3</sup>、その他市が必要と認める書類
  - ※1. 設置希望位置、深さ、セットバックの有無、計画地盤高等を記載しているもの
  - ※2. 地目が「田」の場合は農地転用許可書類
  - ※3. 市街化調整区域における農家の分家住宅の場合等は「開発行為許可通知書」の写し